

平成 25 年 3 月 21 日

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代 様

精神科七者懇談会 当番団体
(公社)日本精神神経科診療所協会
会長 渡辺 洋一郎
心理職の国家資格化問題委員会
委員長 佐藤 忠彦

拝啓

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、精神科七者懇談会に対し深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年 2 月 21 日に開催された精神科七者懇談会総会におきまして、別添の通り「心理職の
国家資格化に関する見解」を承認いたしましたので、ご報告いたします。

本来ならば、直接貴会にお持ちするべきではありますが、郵送にてお届けいたしますこと
をご容赦下さい。

ご査収の上、精神科七者懇談会の意のある処をご理解下さいますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

精神科七者懇談会 当番団体
(公社)日本精神神経科診療所協会事務局
〒151-0053 渋谷区代々木 1-38-2 3F 8F
TEL 03-3320-1423 FAX 03-3320-1426
E-mail office@japc.or.jp

平成 25 年 2 月 21 日

心理職の国家資格化に関する見解

精神科七者懇談会総会

精神科七者懇談会は心理職の国家資格は必要であるという共通認識の下に「心理職の国家資格化問題委員会」（以下、委員会）を設置し活動しております。心理 3 団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合）が提出した「要望書『心理師（仮称）』の国家資格制度を創設して下さい」（平成 23 年 10 月 2 日付け）について、委員会が纏めた見解を承認し、本総会の見解として発表いたします。

記

1. 医療分野における医師との関係については、心理相談等の多くは医行為に含まれるので医師の指示を受けることとする。
2. チーム医療での協働をはかり、多様化する医療ニーズに対応するため、関係者・関係諸機関と協議検討を行う必要がある。
3. 心理的行為は医行為と峻別できない部分が多く、また名称独占の業務となっているので、医療機関としての開業権は認めることは出来ない。
4. 教育・産業等の分野における医療との関係については、精神・身体疾患の有無の判断と責任のあり方について明確にする必要がある。すなわち相談者が現に疾病に罹患して主治医が存在する場合には連携・協働して当てる必要がある。他の医療職種についても連携のあり方を協議する必要がある。
5. 教育研修体制については、学部教育において心理学科目、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。また、卒前卒後、国家資格取得後の研修体制を整備する必要がある。
6. 「心理師」の表記については、「師」ではなく、「士」が必要である。

以上

精神科七者懇談会

社団法人 日本精神神経学会
精神医学講座担当者会議
公益社団法人 日本精神科病院協会
国立精神療養所院長協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
一般社団法人 日本総合病院精神医学会